

ふるさと納税ワンストップ特例制度の利用を希望される方へ

栃木県

ふるさと納税ワンストップ特例制度とは、一定の要件を満たした方が寄附先の団体に申請書を提出することで、確定申告を行うことなく税の軽減が受けられる制度です。

1 提出書類及び提出期限

【提出書類】

- ①令和〇年寄附分 市町村民税道府県民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書
- ②個人番号が確認できる書類（マイナンバーカード ウラ面、通知カード※の写し 等）
- ③身元確認ができる書類（マイナンバーカード オモテ面、運転免許証の写し 等）

※申請書には必ず押印してください。

※通知カードは氏名、住所等の記載事項に変更がない場合又は正しく変更手続がとられている場合に限り使用できます。

※簡易書留またはレターパックプラスを利用しての送付をお願いします。

※複数の地方団体に寄附した場合には、すべての寄附先団体に書類の提出が必要です。

【提出期限】

寄附した翌年の1月10日

※提出いただいた申請書及び添付資料に不備等がある場合、修正のうえ再提出が必要になりますので、期限に余裕を持って提出してください。

2 制度を利用するための要件

ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用できるのは、次の①～③のすべてにあてはまる方です。いずれかの事項にあてはまらない方が税の軽減を受けるためには、税務署で確定申告をする必要があります。

- ① 寄附した年の分の所得税について確定申告書の提出を要しない
- ② 寄附した翌年の6月以降に納付する住民税について申告書の提出を要しない
- ③ 1月1日から12月31までに寄附した地方団体（県、市町村）の数が5つ以内

3 その他の注意点

転居による住所変更など、既に提出した申請書の内容に変更があった場合、寄附をした翌年の1月10日までに、寄附先の団体へ変更届出書を提出する必要があります。

なお、寄附先の地方団体が複数ある場合には、すべての寄附先の地方団体に対して変更届出書の提出が必要です。